

原子力委員会 政策評価部会 ご意見を聴く会

原子力の平和利用の担保に係る政策の妥当性について

2006年11月17日 新潟

原子力資料情報室 伴英幸

<http://cnic.jp/>

1. 私の基本的な考え

私は脱原発を求める立場ですので、核の軍事利用はもちろんのこと平和利用からも撤退するべきだと考えています。ここでいう平和利用とは、原子力の発電設備としての利用であり、また核燃料サイクルならびに高速増殖炉開発などの開発利用の意味で使っています。脱原発の主張にはさまざまな根拠がありますが、ここでは平和利用に限っての根拠を述べます。

大量の放射性物質を内包する原子力発電所や再処理工場などの原子力施設からなんらかの理由で放射能を放出することになれば、莫大な被害をもたらします。何らかの理由の中には原子力施設への攻撃や「テロ」と言ったことも含まれるでしょう。防護対策の強化を進めていますが、確実に守られるとは言い切れません。

最近の資源をめぐる動きや一部の政治家の核保有に関する議論喚起の発言を聞くにつけ、上の懸念が空想とも言い切れないと考えています。

原子力発電はもともと軍事利用技術の平和利用への転用として発展してきました。そして、平和利用技術は軍事転用が可能です。とりわけ、ウラン濃縮、再処理によるプルトニウム抽出・利用、高速増殖炉による核兵器級プルトニウム製造などは軍事と密接に係ってくる可能性があります。最近ではダーティ・ボムと呼ばれる放射性物質を拡散させる軍事手段も考えられています。

このような認識から日本の平和利用の担保に関していくつかの意見を述べます。

2. 平和利用の担保について

2.1. 時宜にあった的確な発信を

2001年8月10日付の電気新聞で、中村政雄氏が故有澤廣巳氏との対話を回顧して、有澤氏が原子力委員会は「平和利用の番人」と言ったと書いています。また、石川欽也氏は著書『原子力政策の検証とゆくえ』¹の中で有澤氏を回顧しながら「原子力委員会時代の17年間（1956年～1972年、注は筆者）に、密かに政府から2回も原子力潜水艦の調査研究開始の打診があったが、いずれも蹴ったことを、自ら漏らしてくれたことがよみがえってくる。まさに“平和利用の番人”としての存在であった」と述べています。しかし、2回だけではなさそうです。別の記事²では「どういう風にしたら原爆をつくれるか、というごく基礎的な研究ならやってもいいのではないか」という話が再三ありました。もちろん拒否しましたが・・・」と同氏の言葉を引用しています。この時代、原子力委員長は国務大臣でした

¹ (株)電力新報社刊、1991年

² 朝日新聞 1988年3月8日付夕刊コラム「今日の問題」

が、省庁再編の結果、現在は民間人が委員長となっています。権限は相対的に弱まったといえます。

平和利用の担保として国際的には、核不拡散条約 (NPT) の批准と国際原子力機関 (IAEA) へ加盟し、保障措置協定を締結しています。また、国内的には非核三原則を国是とし原子力基本法で平和利用目的に限定していますが、昨今の自民党政調会長である中川昭一氏や国務大臣である麻生太郎氏たちの再三の言動を見ると、国内の枠組みが崩れる恐れを痛感します。非核三原則の法制化をもとめる動きがありますが、法制化どころか、持ち込みを認める方向に進もうとしているようです。また、核武装の必要性を考えている人たちが「議論ぐらいはよかろう」と言っているのですから、原子力基本法が改悪されないとは限りません。宇宙開発の分野では「非軍事」利用の限定を「非侵略」へと変更して、軍事利用を認めていく動きがあるようです³。状況やおかれた事情は必ずしも同じとはいえませんが、これらの動きは、原子力基本法改悪を危惧させるものです。

原子力委員会は「平和利用の番人」として時宜にあった的確な発言をしていくことが必要だと考えます。

2.2. 核燃料サイクルからの撤退も

基本的立場のところ、ウラン濃縮、再処理によるプルトニウム抽出・利用、高速増殖炉による核兵器級プルトニウム製造などは軍事と密接に係ってくる可能性があると言及しました。さらに、高速増殖炉開発や大規模なプルトニウムを取り出す六ヶ所再処理工場の運転は他国を刺激して、同様の諸開発へと向わせる可能性があります。これは核拡散につながります。

日本がこの政策を進めたい理由は資源問題や高レベル放射性廃棄物問題などいろいろとあげられています (いちいちの反論をする場ではないのでここでは割愛させていただきます)。ただ、次の指摘は、平和利用の担保を考える上で重要だと考えます。これは『わが国の外交政策大綱』(1969年、外交政策企画委員会)の中に「NPTに参加すると否にかかわらず、当面核兵器は保有しない政策をとる。…核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘^{せいじゆう}をうけないよう配慮する」と書かれていたというものです⁴。この部外秘とされる文書がまとめられた背景には、中国が核実験を行ない(1964年に原爆実験、1967年に水爆実験)、核兵器国として国際舞台に登場してきた状況があると考えられます。

平和利用の担保のためには、核燃料サイクル政策から撤退する勇気を持つことも必要で

³ 2006年5月7日付「しんぶん赤旗」 「自民党の宇宙開発特別委員会 (小野晋也委員長) は、「宇宙基本法」(仮称)を議員立法で成立させることを決め、法案化に向けて連休明けから本格的な作業を始めます。新法は、宇宙開発を平和目的に限定してきた国会決議の無力化がねらいで、軍事利用に道を開くものです。」また、経済団体連合会の提言(2006年6月20日)『わが国の宇宙開発利用推進に向けた提言』に「宇宙条約では、平和利用の解釈を「非軍事」ではなく、「非侵略」としており、わが国もこうしたスタンダードにあわせていく必要がある」としている。

⁴ 杉田弘毅著『検証 非核の選択-核の現場を追う』(岩波書店、2005年12月)

はないでしょうか。

2.3. 設置許可あるいは事業許可審査について

原子力委員会が許認可において平和利用が担保されているかを審査することになっていますが、十分に審査しているとはいえないのではないのでしょうか。事業者からの意見聴取に加えて、確実に担保されているのかをきちんと審査し、それを示すために審議過程をいっそう公開する必要があると考えています。

3. プルトニウム利用の透明性の向上ならびに広聴・広報

六ヶ所再処理工場が稼動することになれば、多量のプルトニウムが取り出されることになります。これに対して透明性の確保の観点から、プルトニウム利用計画が公表されています。一歩進んだ対応だと思えます。しかし、電力各社が英仏の事業者と再処理契約して取り出されたプルトニウムの利用計画は公表されていません。これも含めて公表すること、また kg 単位で公表して透明性を一層向上するべきだと考えます。

六ヶ所再処理工場で抽出されたプルトニウムの利用計画は明らかに机上の計画といった面があります。プルトニウムをプルサーマル用の燃料に加工する工場の稼動が計画通りに行けば 2012 年です。六ヶ所再処理工場の本格稼動は計画通りに行けば 2007 年。工場が順調に動くことになれば、この 5 年間にプルトニウムは 40 トンほども蓄積されることとなります。英仏に 38 トン程度ありますから、プルサーマル用燃料工場が動き出す頃には 70 トンを超えると予想されます。

“余剰プルトニウムを持たない” が日本の国際公約でした。これは 1991 年の原子力委員会核燃料専門部会報告書『我が国における核燃料サイクルについて』の中で「必要な量以上のプルトニウムを持たないようにすることを原則とする」とし、94 年の原子力開発利用長期計画で「計画遂行に必要な量以上のプルトニウム、すなわち余剰のプルトニウムを持たないとの原則」を明記して以来の政策でした。しかし、プルトニウム利用計画が進まないことが見え始めると「利用目的のない余剰プルトニウムを持たないとの原則」（2000 年長期計画）となり 2005 年の原子力政策大綱では「利用目的のないプルトニウムは持たない」と余剰を外してしまいました。日本の基本姿勢が後退しているといえます。

これらは“始めに再処理工場の運転ありき”だからではないのでしょうか？ 私は、プルトニウム利用に反対ですが、仮に利用を進める立場に立ったとしても、需要にあわせた供給側の調整を考えていくべきだと考えます。余剰プルトニウムを持たないことを基本姿勢とすることが必要だと考えます。

最後に、海外との原子力協力のあり方では、二国間の原子力協力協定に基づいて平和利用を担保していると考えられますが、必ずしも統一されておらず、まちまちです。相互に軍事利用への転用禁止を明記し、違反に対しては返還請求権を含めた厳しいものにする必要があると考えています。